

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など定数の改善が不可欠である。

令和３年３月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に３５人に引き下げられる。今後は小学校にとどまることなく、中学校での３５人学級の早期実施も必要である。加えて、きめ細かな教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方で、義務教育費国庫負担制度については、平成１８年度に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もある。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率２分の１への復元が必要である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- １ 中学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。
- ２ 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- ３ 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２４日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一